

健やか生活習慣国民運動（仮称）準備会議設置要綱（案）

1 趣 旨

今日、死亡原因の約6割を占めるとともに国民医療費に大きな影響を与えている生活習慣病の予防に向けて、日常生活の中での適度な運動、健全な食生活、禁煙を柱とする“健やかな生活習慣”の爽快感や気持ちの良さを実感することで、自ら行動変容をしていく新たな国民運動を展開することとし、その推進体制を整備するため、国民運動の趣旨に共感し具体的に行動する団体の参画を得て「健やか生活習慣国民運動準備会議」（以下「準備会議」という。）を設置する。

2 役 割

- (1) 平成20年4月からの「健やか生活習慣国民運動（仮称）」（以下「国民運動」という。）推進の中核機関の母体となる。
- (2) 国民運動のプレイベントの企画及び運営への協力を行う。
- (3) 国民運動を地域及び職域に広げていくための推進方策について、厚生労働省に意見・提案を行う。

3 組 織

準備会議は、国民運動の趣旨に賛同する団体及び個人をもって構成する。

ただし団体にあっては、国民運動に関する具体的な取組を先行して実施することを参加の条件とする。

4 議 長

- (1) 準備会議の構成員のうちから、議長を選出する。
- (2) 議長は、会務を総括し、会議を招集する。
- (3) 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、予め議長が指定する者が議長の職務を代行する。

5 事務局

準備会議の事務局を、財団法人健康・体力づくり事業財団に置く。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、準備会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月 日から施行する。